

加西市民間不登校児童生徒支援施設利用補助金交付要綱

令和8年1月9日教育長訓令第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の不登校児童生徒の多様な居場所を確保し、学校以外の場において行う社会的自立に向けた多様で適切な学習活動を支援するため、不登校児童生徒の保護者等に対して民間不登校児童生徒支援施設の利用に要する経費について補助金を交付することに関し、加西市補助金等交付規則（平成30年加西市規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒 学校教育法（昭和22年法律第26号）第17条に規定する学齢児童又は学齢生徒のうち、加西市立小学校又は中学校に在籍し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく市の住民基本台帳に記録され、居住しているもの
- (2) 不登校児童生徒 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）第2条第3号に規定する不登校児童生徒
- (3) 保護者等 親権者、未成年後見人その他児童生徒と現に生計を一にし、又はその監護を行う者
- (4) 民間不登校児童生徒支援施設 加西市教育委員会が定める不登校児童生徒が相談・指導を受ける民間施設についてのガイドラインに基づき、指導要録上の出席扱いを認定した児童生徒が利用する民設民営の通所型施設であって、次に掲げる事項のいずれにも該当する施設とする。ただし、法令等の規定により設置され、又は認可されている施設を除く。
 - ア 利用している不登校児童生徒の将来の社会的自立に寄与するための適切な相談、支援又は指導を主たる目的として、現に活動していること。
 - イ 不登校児童生徒が在籍する学校（以下「在籍学校」という。）及び加西市教育委員会と連携し、協力する体制を構築することができること。
 - ウ 不登校児童生徒の毎月の通所状況、活動内容等の状況を、在籍学校に報告することができること。
 - エ 在籍学校の授業時間内に不登校児童生徒を受け入れることができること。
 - オ 施設運営者の親族（民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する者をいう。）のみを利用対象としていないこと。
 - カ ホームページ等を通じて施設の運営状況又は料金体系を明らかにする等、保護者等に対して適切に施設に関する情報を提供していること。
 - キ 政治活動又は宗教活動を主たる目的として活動していないこと。

ク 施設の運営主体の構成員に暴力団員等（加西市暴力団排除条例（平成 24 年加西市条例第 1 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）に該当する者がいないこと。

ケ 過度な利益追求、勧誘等を行っていないこと。

（補助対象者）

第 3 条 補助金の対象となる者は、児童生徒の保護者等であって、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- （1） 補助金の申請日前 1 年の期間内におおむね 30 日以上在籍学校に登校していない児童生徒の保護者等であること。
- （2） 在籍学校の授業時間内に原則として月 4 回以上民間不登校児童生徒支援施設（以下「民間施設」という。）に通所する児童生徒の保護者等であること。ただし、体調不良、忌引きその他市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。
- （3） 民間施設での児童生徒の様子等に関する情報について、民間施設から在籍学校に情報提供することを承諾する者であること。
- （4） 市税（市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税）その他市の債権に係る徴収金を滞納していない者であること。
- （5） 暴力団員等でない者であること。

（補助対象経費）

第 4 条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、当該年度における不登校児童生徒の保護者等が負担した民間施設の授業料（定期的に支払う経費。その他市長が授業料に準ずるものとして認めるものに限る。）とする。

- 2 複数の民間施設を利用する場合の補助対象経費は、これらを合計した金額とする。
- 3 保護者が市以外の団体から得た補助金がある場合の補助対象経費は、これを控除した金額とする。
- 4 補助対象経費は、月額 2 万円を限度とする。

（補助金の額）

第 5 条 補助金の額は、予算の範囲内とし、1 万円を上限に補助対象経費の 2 分の 1 の額を支給する。ただし、補助金の額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

（補助金の交付申請）

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、加西市民間不登校児童生徒支援施設利用補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 民間不登校児童生徒支援施設の利用状況報告書（様式第 2 号）
- （2） 補助対象経費の支払が確認できる資料（民間不登校児童生徒支援施設が発行した領収書の写し等）

(3) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の規定による申請は、次の各号に掲げる民間施設を利用した期間ごとの経費の区分に応じ、当該各号に定める期間中に行わなければならない。ただし、市外への転出、民間施設の利用の中止その他市長が認める場合は、別に定める期間中に申請することができる。

(1) 4月1日から7月31日までの利用に係る経費 8月1日から同月末日まで

(2) 8月1日から12月31日までの利用に係る経費 翌年1月4日から同月末日まで

(3) 1月1日から3月31日までの利用に係る経費 3月1日から同月末日まで

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容の審査をするとともに、必要に応じて行う実地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、加西市民間不登校児童生徒支援施設利用補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、速やかに加西市民間不登校児童生徒支援施設利用補助金請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消等)

第9条 市長は、第7条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正の行為により補助金の交付決定を受けたとき。

(3) 前2号に規定するもののほか、この要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、加西市民間不登校児童生徒支援施設利用補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

3 交付決定者は、市長が第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、市長の定める期限までに、当該補助金を返還しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。